

観企第277号

令和2年9月4日

千葉県知事登録旅行者様

千葉県知事登録旅行者代理業者様

千葉県知事登録旅行サービス手配業者様

千葉県商工労働部観光企画課長

(公印省略)

貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について（通知）

このことについて、平成31年1月9日付け観企第501号通知（別添参照）により、確認の徹底をお願いしたところですが、確認が不十分だったことに起因する法令違反により、旅行業法に基づく行政処分に至ったケースが複数ありました。

つきましては、別紙を参考の上、運賃・料金の上限・下限額、及び営業区域等の確認の徹底を改めてお願いします。

担当

千葉県商工労働部観光企画課

観光事業・団体支援班 橘

電話：043（223）2416

FAX：043（225）7345

Mail：kanko-s@mz.pref.chiba.lg.jp

1. 道路運送法の遵守につきまして

貸切バスの運送契約について、道路運送法第9条の2では旅客の運賃・料金を定めてあらかじめ国土交通大臣に届け出る旨、同法第20条では発地又は着地のいずれかがバス事業者の営業区域内になるよう運送行する旨定められています。これらに反する運送契約は道路運送法違反の契約となり、旅行業法第13条第3項第2号又は第31条第3項に違反する契約となってしまいます。

旅行業法第13条第3項第2号違反や第31条第3項違反の契約（下限割れ、営業区域外など）を行うと、同法第19条第1項又は第37条第1項により行政処分の対象となりますので、契約締結及び支払いの際は慎重に確認をお願いします。

特に契約金額につきましては、契約時点では道路運送法第9条の2の範囲内に含まれていても、渋滞等により実際の運行時間や距離が増加してしまうと第9条の2の範囲外として法令違反のサービスとなってしまふ場合がありますので、必ず実施後に実際の運行時間及び距離を把握し、結果的に契約額が下限額を下回らないか確認するようにしてください。

（なおこの場合、バス事業者も道路運送法により行政処分の対象となります）

2. 契約書類の作成及び保管につきまして

貸切バスの運送契約は運送申込書及び引受書により行うこととなっており、1年間の保管義務がありますが、特別立入検査時に保管期限を遵守していない事業者や、そもそも運送申込書等を利用していない事業者が見受けられました。

運送申込書等の保管がないと行政指導の対象となり、改善が見られない場合には行政処分の対象となりますので、必ず定められた様式での契約及び保管をお願いします。なお、様式は令和元年7月に改正されておりますので、念のため御確認ください。

また、運送申込書等では旅行業法施行規則に定められた記載事項を満たさないため、運送申込書の余白部分に登録番号、旅行者名・営業所名、及び旅行業務取扱責任者名の記載をしていただくか、別途書面（年間契約書等）にてこれらの事項をバス事業者に伝達するようお願いいたします（参考に記載例を添付します）。